

# 地域の中で自立して、自分らしく、安心して 障害者(児)福祉サービスの のご案内

市では、障害があっても地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるように、生活支援サービス・手当の支給などを行っています。

原則として身体障害者手帳・療育手帳(知的障害者)・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を交付されている方が対象ですが、障害の種別・程度(等級)・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります。また、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障害者福祉サービスで同じサービスが利用できる場合は、介護保険からのサービスが優先されます。

## 在宅サービス

☎障害福祉課障害福祉係 ☎453・428

- ① 介護給付・訓練等給付  
① 居宅介護(ホームヘルプ)  
自宅、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ② 重度訪問介護  
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ③ 行動援護  
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ④ 重度障害者等包括支援  
介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
- ⑤ 児童デイサービス  
障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ⑥ 短期入所(ショートステイ)  
自宅で介護する人が病気の場などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑦ 生活介護  
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑧ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)  
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑨ 就労移行支援  
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑩ 就労継続支援  
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ② 緊急時通報システム  
☎65歳未満で肢体不自由などのため身体障害者手帳1級、2級の重度身体障害者で、一人暮らしまたは世帯員の就労等により長時間にわたり一人暮らしと同様の状態となる方が対象です。  
☎NTTのアナログ回線が必要で、利用者の居宅に緊急電話機およびペンダント型無線発信機を設置し、利用者が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合、これらを利用して通報センターに通報することにより、迅速な救助活動を行います。  
※回線使用料、屋内配線使用料および通話料は利用者の負担です。
- ③ 消防緊急通報事業  
☎聴覚障害の方  
☎八潮市消防署内に緊急時対応のファクシミリ機を設置し、火事および救急等の通報を受け、緊急時の対応をします。  
※消防緊急通報用紙は、障害福祉課でも配布しています。
- ④ 寝具クリーニングサービス  
☎肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の重度身体障害者で、一人暮らしや虚弱等の理由により布団干し等が行えない方が対象です。  
☎寝具クリーニングは年4回実施します(7月・1月は丸洗い乾燥殺菌、4月・10月は乾燥殺菌です)。  
※利用料は無料です。
- ⑤ 入浴サービス  
☎18歳以上65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級、3級の在宅の重度身体障害者で、家庭において入浴することが困難な方が対象です。  
☎自宅(訪問入浴)、医療機関等(送迎入浴)またはそうか光生園(施設入浴)で入浴サービスを行います。  
※そうか光生園(草加市柿木町1215-1)

	訪問入浴	送迎入浴	施設入浴
手帳の等級	1級、2級	1級、2級	1級、2級、3級
利用回数	月2回 (7,8,9月は月3回)	月2回 (7,8,9月は月3回)	月2回
自己負担	所得に応じて有	所得に応じて有	無
その他	自宅	送迎あり	送迎なし

- ⑥ 紙おむつサービス  
☎在宅の重度心身障害者(児)で常時紙おむつの使用を必要とし、肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級または療育手帳(A、Aを所持している方)が対象です。  
☎月に1回、近くの薬局から自宅へ紙おむつをお届けします(申請月の翌月からの給付となります)。  
おむつのタイプや枚数は障害福祉課にお問い合わせください。  
※利用料は無料です。
- ⑦ 配食サービス  
☎身体障害者手帳の交付を受けていて日常的に食事の確保が困難な状態にある方が対象です。  
☎利用者1人につき1日1回(昼食または夕食を選択)、週に5回までを限度として栄養管理された食事の配達を行います。同時に、配達員は利用者の安否を確認し、利用者の健康状態に異常があるときは、関係機関への連絡等を行いますので食事は原則として手渡しになります。  
※1食当たり350円の自己負担があります。
- ⑧ 障害者デイサービス  
☎身体障害のある方が市外の地域活動支援センターに通い、機能訓練、創作的活動等を行います。現在、利用できる地域活動支援センターは、「であいの森(草加市柿木町261-1)」「そうか光生園(草加市柿木町1215-1)」の2カ所です。  
※かかった費用の1割は利用者負担となります。